

意見番号	お寄せいただいた御意見	御意見に対する考え方
1	<p>実務経験の認定については慎重にかつ厳格、適切に行われるべきであることは言うまでもないが、一方で実務経験が「支援士の資格の登録又は直前の更新を受けた後に実施した実務経験のみが対象」とされる合理的な理由が明確ではない。</p> <p>それは『意見公募要領』にもあるように、「知識や技能を実践的な方法で受講する講習で得られる知識・技能と同等以上の知識・技能を習得できる実務経験」が重視されるべきであり、それらは単に「登録または更新後」という時期で測られるものではないからである。</p> <p>支援士に独占業務を与えず、支援士以外が支援士と同等の業務を行えるという制度設計を行った以上、支援士登録・更新後の経験でなければ実務経験として申請させないというのは制度上の矛盾である。支援士にふさわしい実務経験か否かはその認定制度の中で厳密に行うべきであり、支援士登録や更新の時期を加味すべきではないと考えます。</p> <p>また「6か月以上」「登壇2回以上」との認定基準も示されていることから2年というのは合理性に疑いがある。</p> <p>さらに支援士の登録を自らの意思で削除し、新たに再度登録を行おうとする者は、再登録初年度に講習又は実務経験の認定を受ける必要があり、「再度登録を受けようとする者がセキュリティに業務上関わっており、今回の制度改正に伴い認定を受けようとする意志があったとしても、実務経験認定は受けられず、講習を受けなければならない」という壁も合理性が乏しく、むしろ実務経験者への支援士登録の障害になりかねない。</p> <p>支援士登録を促進し、より実務経験を有するものの集団として機能していくため、「登録・更新から2年以内の実務経験」という意味のない時期の取り決めは再考をいただきたい。</p> <p>むしろ「申請以前2年以内の実務経験」という制限を設ける必要性は感じる。</p>	<p>実践講習は、登録又は更新を受けてから次回の資格更新までの3年間の間に1回受講することが義務付けられています。本制度において対象とする実務経験は、実践講習により修得できる知識及び技能と同等以上の知識及び技能を修得できるものであることから、前回の登録又は更新後の内容を対象としています。</p> <p>本制度を利用するためには、独立行政法人情報処理推進機構に申請を行い、所定の審査を経て認定を受ける必要があります。独立行政法人情報処理推進機構の事務手続の合理化を図るため、審査対象を登録・更新から2年経過した方に限定させていただき、審査受付期間を3カ月間としております。また、申請受付から登録更新に至るまでの一連の手続（審査期間、情報処理安全確保支援士による登録更新申請期間、認定を受けることができなかった場合の実践講習の受講期間等）を総合的に勘案すると、申請受付から登録更新に至るまでには概ね1年間を要するところ、情報処理安全確保支援士としての実務経験を重ねる期間を最大限確保したいとの理由から、登録又は更新後2年を経過した時点での実績を提出いただきます。</p> <p>以上の理由により、原案を維持することとします。</p>
2	<p>制度改正の趣旨自体については賛成である。</p> <p>ただし、実務経験の申請については、情報処理安全確保支援士の守秘義務や所属組織・顧客の機密情報管理ポリシー等と相反することのないよう、慎重に運用設計を行うべきである。</p> <p>最悪の場合、所属組織・顧客から認定基準の評価を拒絶されるリスクも考えられるので留意されたい。</p> <p>特に、民間資格との比較では下記のポイントを明確にしてもらいたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実務経験の申請書類に案件の内容をどこまで詳細に書き込ませるのか。</li> <li>・実務経験のエビデンス名を明記させるのか。</li> <li>・民間資格で行われている「チャレンジ制度」（サンプル的にエビデンスを提出させ、事後チェックを実施）を想定しているのか。</li> </ul> <p>さらに、所属組織・顧客によっては情報処理安全確保支援士の制度に必ずしも詳しくないため、「経済産業大臣・IPA理事長連名」で「本件の趣旨」および「機密保持の誓約」を明記した文書を公表することが必須であると考えられる。</p>	<p>実務経験者に対する講習制度の申請書には、業務概要、解決すべき課題・課題解決方法（実務内容）、結果に対する評価、後進育成への貢献について記載いただきますが、特定の個人・組織・システム・インシデントを第三者が識別できない内容を記載いただくこととしています。また、その業務内容については、業務を理解している評価者が申請者の記載内容に相違ないかを確認し、問題なければ証明書を発行する運用となります。この申請手続において取得する情報は、登録事項の確認、登録更新の手続、本制度の改善などを目的とした調査、証明書類の内容に関する問合せなどの必要業務のみの利用に限られるものであり、申請情報の扱いについては、申請時に申請者に同意いただく運用とさせていただきます。</p> <p>また、御指摘の一定期間の実施後に事後的な確認を行う制度について、本制度で実施することは想定しておりません。</p> <p>評価者の理解を補助するため、独立行政法人情報処理推進機構において、制度の趣旨や評価者の役割・確認範囲を整理した案内文書を公表します。</p>

意見番号	お寄せいただいた御意見	御意見に対する考え方
3	<p>情報処理安全確保支援士(030033)です。 以下提出します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・登録事務規程に具体的運用を定める規定</li> </ul> <p>Webからの申請であること 申請は容易でありかつ1度で完結すること 紙面での提出・印鑑の押印を要請しないこと</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実務経験者に対する講習制度の判断基準となる実務要件</li> </ul> <p>複数の領域にまたがる実務の場合の判断基準も明示してほしい（e.g.ハードウェアのサイバーセキュリティ評価におけるテスト仕様書作成・コーディング・テスト実施と評価、のようなもの） 評価者（所属企業の上長）は必ずしも実務領域に詳しくないため、その認定基準を評価するガイドラインはわかりやすいものが望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・その他</li> </ul> <p>資格維持が高額となるため支援士自身の経済的負担が大きいことはご承知のことと思いますが実務に携わるものがこの負担を減らせられるようすみやかに本制度を実施していただきたいと思っております。 また毎年発生するオンライン講習も一定の要件に基づいて費用免除できないかも検討していただきたい。 さらに支援士の数を増やす必要があるなら、資格維持をすることによって減税を受けられる情報処理安全確保支援士控除のようなものまで検討してほしい。</p>	<p>実務経験者と認定されるための申請手続の運用に当たっては、別途、独立行政法人情報処理推進機構において、申請方法等を定めた「情報処理安全確保支援士 実務経験者に対する講習制度申請の手引き」を公開します。その中で、オンライン申請で完結することや、複数の領域にまたがる実務の場合の判断基準も明らかにさせていただきます。また、情報処理安全確保支援士の費用負担軽減に関する御意見もいただいておりますが、オンライン講習は、最新のサイバーセキュリティに関する知識・技能、また情報処理安全確保支援士として認識すべき倫理をオンライン形式で学習いただくものであり、これらの学習に必要となる教材やシステムの費用を踏まえ、受講料を2万円（非課税）をいただいているものであり、この費用を下げることは難しいと考えていますが、今後の情報処理安全確保支援士の負担軽減策を検討するに当たっての参考とさせていただきます。</p>
4	<p>実務経験による更新よりも、現在の講習を公費により補助9割として値下げしてください。</p>	<p>情報処理安全確保支援士の義務講習は、情報処理安全確保支援士の技能・能力向上に資するものであるため、これらの学習に必要な教材やシステムの費用を踏まえ受講料ををいただいているものです。いただいた御意見は、今後の情報処理安全確保支援士の負担軽減策を検討するに当たっての参考とさせていただきます。</p>
5	<p>IPAには経済産業省から300億円前後の運営交付金が投入され、他省庁からも多額の業務委託が行われているはずですが。公金によって蓄積された知見を人材育成に活用するのであれば、国民に還元する際の講習費用として8万円は高すぎると考えます。本気でサイバーセキュリティの裾野を広げたいのであれば、「受講者負担ゼロ」をスタート地点とすべきではないでしょうか。</p>	<p>情報処理安全確保支援士の義務講習は、情報処理安全確保支援士の技能・能力向上に資するものであるため、これらの学習に必要な教材やシステムの費用を踏まえ受講料ををいただいているものです。いただいた御意見は、今後の情報処理安全確保支援士の負担軽減策を検討するに当たっての参考とさせていただきます。</p>
6	<p>サイバーセキュリティにおいて最も重要なのは、時々刻々と変わる脅威に対して知識を常にアップデートし続けることだと考えます。 そのため、数年に一度の形式的な講習ではなく、例えば月に数回程度の短時間オンライン講習を継続的に受講し、その「受講履歴」を積み上げていく仕組みを登録・更新の条件にしてはいかがでしょうか。 継続的な学習履歴があること自体が、支援士が最新の脅威に対応できている証となり、資格の信頼性と実用性をより確かなものにできると考えます。学習を習慣化できるような、より柔軟で実効性の高い制度への進化を期待しています。</p>	<p>情報処理安全確保支援士資格の信頼性や実効性を向上すべく、講習や更新制度の在り方も含め、必要な検討を進めてまいります。いただいた御意見は今後の参考とさせていただきます。</p>

意見番号	お寄せいただいた御意見	御意見に対する考え方
7	<p>中小企業で情報処理安全確保支援士として活動している者の意見としては、企業等の実務経験を「実践講習」として認定するには、そもそも「企業の実務」のレベル自体がバラバラ（特に中小企業では低い）ことがあるため違和感がある。</p> <p>このため「少なくとも1回はIPA等が実施する実践講習を必修とすること」を条件に加えることを提案する。これは一定レベルの実践講習を受けることで、情報処理安全確保支援士に一定レベルの技能を有する事を担保するためである。</p>	<p>実務経験者に対する講習制度は、情報処理安全確保支援士の中に、実践講習で得られる知識・技能と同等以上の知識・技能を、企業のサイバーセキュリティ対策の支援等の実務を通じて得られるケースがあることを踏まえて創設するものです。御意見は「実践講習で得られる知識・技能と同等以上」の認定にかかるものと思われませんが、この点については審査の中で厳格に判断していくこととしますので、御理解のほどよろしく申し上げます。</p>
8	<p>現在、支援士の更新講習の仕組みが数年おきに変わっており、毎年要項の読み替え等が大変煩雑である。情報セキュリティの複雑さが急激に増しているため、支援士の資格確認が更新される必要性は分かるが、今まで二回の更新に対して二回とも仕組みが変わっており、分かりにくい。</p> <p>実務経験を勘案して貰えるのであれば、三年に一度の実践講習を不要にして欲しい。</p> <p>実践講習の目的が実務に耐える支援士の力量更新なら、実務をこなしている支援士には不要と考えられるためである。</p> <p>そうでなければ、実務経験の有無で支援士のランクを分けるなど、第三者から見て分かりやすい制度にして欲しい。</p>	<p>実践講習は、情報処理安全確保支援士として必要な実践的な活用力などを修得する講習であり、この講習自体は必要と考えています。一方、実務経験者に対する講習制度は、実務経験から、実践講習で習得できる知識・技能と同等以上の知識・技能を既に獲得している情報処理安全確保支援士に対し、受講すべき講習をオンライン講習のみとする新たな講習制度です。更新制度が分かりにくいとの御意見につきましては、分かりやすい制度の運用が行われるよう、独立行政法人情報処理推進機構とともに必要な検討や情報提供に努めてまいります。</p>
9	<p>『セキュリティプロダクト開発』の類型を含め、当該類型に対する認定基準として従事期間6ヶ月と定めるのが妥当。</p> <p>セキュリティプロダクトは単なるデジタルプロダクトの開発とは異なり、NISTを含む各種セキュリティ基準を参照し、通常のデジタルプロダクトよりも厳格なセキュリティ確保のためのアクティビティを導入して開発している。</p> <p>が、現状の『実務経験者と認定されるための要件（案）』では、セキュリティプロダクト開発者は通常のデジタルプロダクト開発者として扱われ、認定基準が従事期間1年となってしまうおそれがある。</p> <p>セキュリティ専門性が高いセキュリティプロダクト開発活動に従事する専門家、開発者を、通常のデジタルプロダクトと同一の条件で処遇するのは、セキュリティ関係者の専門性を依拠として認定基準をより短い期間と設定する制度趣旨に合致しない。</p> <p>本資料記載の『セキュリティ監視・運用』や『調査分析・研究開発』の類型に必ずしも含まれないセキュリティプロダクト開発者も存在するため、セキュリティプロダクト開発の専従者に対しても、認定基準として従事期間6ヶ月が適用されるような改訂が必要と主張する。</p>	<p>ITSS+（セキュリティ領域）に定めるサイバーセキュリティに係る実務については、セキュリティを主たる業務として従事した実務は6か月以上、業務遂行の中でセキュリティ対応が含まれる実務は1年以上を認定基準としています。デジタルプロダクト開発は、ITSS+（セキュリティ分野）に記載されている、システム開発に関するタスクを念頭にしたものとなります。このタスクでは、セキュリティ製品サービスの開発ではなく、デジタル製品・サービス・情報システム等についてサイバーセキュリティを意識したセキュアな開発を行っていることを想定しているため、認定基準は1年間としており、原案を維持させていただきます。なお、ITSS+（セキュリティ領域）の分野を選択する際の考え方や、実務経験の記載例については独立行政法人情報処理推進機構が公表する「情報処理安全確保支援士 実務経験者に対する講習制度申請の手引き」に記載させていただきます。</p>

意見番号	お寄せいただいた御意見	御意見に対する考え方
10	<p><b>【該当箇所】</b> 以下の資料「実務経験者に対する公衆制度（案）」のp.4、認定基準の評価者について <a href="https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/download?seqNo=0000304603">https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/download?seqNo=0000304603</a></p> <p><b>【意見内容】</b> 企業内の上長や顧客を評価者としているが、具体的にはITSSの評価基準をそれらの人に評価させるということだと理解しますと、単に上長と言っても、直属の上司から企業トップまでまちまちであるため、これを明示すべきと思います。顧客に関しても同様に評価者としての責任も必要かと思います。 ゆえに、例えば中小企業であれば取締役（CEO、CIO、CTO、CISO等）大企業であれば事業部長相当以上など、評価者組織として責任がとれる人物の評価や後ろ盾が必須だと思います。 顧客であれば、顧客企業における先述した職位の責任を求めると必要ですし、評価者不正等防止の意味で、評価者サインや名刺添付を含めた厳格性は必須だと思います。 また実務経験で講習が免除される回数も2回程度にした方が良くと思います。</p> <p><b>【理由】</b> 認定基準の評価者が「上長」等の表現が含みを持たせているように感じられ、いわゆる仲間内だけの評価に簡易化されやすく、不正しやすいと思われる。 特に直属の上司などでは、p.4にある具体的業務に掲げられた内容においても、単に「君、できるよね」程度で実態が無くても「できること」に仕立て上げられる可能性もあります。 また実務経験で講習が免除される場合も毎回免除ではなく複数回に1回は実践講習を受けていただくことで、ベテランと言えども基礎的事項を忘れること無く理解しておくことも求めることも必要かと思います。</p>	<p>評価者の役職については特に制限を設けませんが、申請者の実務内容を理解しており、当該実務が事実であることについて、所属組織として確認を行える立場にある方とし、評価者には申請者の記載した実務内容に相違がないかを確認いただきます。なお、審査は厳格に行い、申請内容について疑義がある場合は必要に応じて申請者のみならず評価者へも問合せをさせていただきます。評価者の理解を補助するため、独立行政法人情報処理推進機構において、制度の趣旨や評価者の役割・確認範囲を整理した案内文書を公表します。</p>

意見番号	お寄せいただいた御意見	御意見に対する考え方
11	<p>・概要</p> <p>実務経験者に対する講習制度は、負担軽減と実務能力担保を両立させる制度であるため、制度開始前に公表される申請手続詳細・運用ガイド等において、以下を整備することが望ましいと考えます。</p> <p>1. 申請手数料の透明性・利便性について</p> <p>申請手数料（3,500円）については、国民への透明性確保の観点から、実費相当額の考え方を示すことが望ましいのではないかと。あわせて、支援士の維持費用を企業が負担する際の事務負担軽減の観点から、支援士ポータルサイト等からオンラインで簡便に支払い可能であること（オンライン決済手段など）、および電子領収書の即時発行・再発行が可能であることを明確化することが望ましいと思われまます。</p> <p>2. 従事期間／回数だけでなく、実務内容・役割の重み付けについて</p> <p>「同等以上の知識・技能」を担保する観点から、従事期間（例：6か月／1年）や回数の基準に加えて、実務の役割・責任（例：実務責任者としてのリスク評価、方針決定、設計・レビュー、監査、対外説明等）を評価できる観点を提示することが望ましいのではないのでしょうか。</p> <p>運用担当者の実務と判断責任など、事業への責任度合いが反映・表現できる制度であることが望ましいと思われまます。従事期間はこれらの要素も一定考慮されることが望ましい（例：運用担当のみの場合1年、判断や指導監督的立場の場合、当該期間を短縮する等）と考えまます。</p> <p>3. 評価者（上長等）が判断できるガイドライン整備について</p> <p>評価者証明に依拠すると考えられる運用である以上、評価者（特に企業内上長）が「実践講習と代替できる実務か」を判断できるよう、評価者向けガイドライン（判断基準、確認事項、典型的な業務の例、チェックリスト、提出可能な証跡例〔黒塗り・要約可等〕）を整備・公開することが望ましいと思われまます。</p> <p>これにより、申請者側、IPA側双方について、申請品質の平準化と審査効率の両面が期待できると考えまます。所属企業の公表資料、ホワイトペーパーなど、ある程度客観的かつ対外説明可能なエビデンスの添付を可能とする等の運用も考えられると思われまます。</p> <p>4. （補足提案）継続教育を伴う資格の継続認定制度の援用</p> <p>講習義務の趣旨が「最新性の確保」であることを踏まえ、CISA/CISM/CISSP等のように継続教育を前提とする国際資格について、試験合格ではなく「認定の維持（継続教育の履行）」を、評価者判断の補助資料として提出可能とする等、補完的に活用できるよう申請項目に設けることも、申請、審査の効率化の観点でメリットがあると思われまます。</p>	<p>1 について。申請にかかる費用については、独立行政法人情報処理推進機構による申請のためのシステムの導入、審査要員の雇用にかかる費用に基づき、1 申請あたりの費用として実費相当額の3500円（非課税）を算出しています。費用の支払い方法や領収書については、独立行政法人情報処理推進機構が作成する「情報処理安全確保支援士 実務経験者に対する講習制度申請の手引き」に記載しまます。</p> <p>2 について。実務内容・役割の重み付けについて、役割に伴う責任の大きさや業務規模については一律に評価することが難しいため、申請内容には含めておりまません。</p> <p>3 について。評価者の理解を補助するため、評価者の評価者の立場・役割・確認範囲を整理した案内文書を公表しまます。</p> <p>4 について。実務経験者に対する講習制度は、実務経験から、実践講習で習得できる知識・技能と同等以上の知識・技能を既に獲得している情報処理安全確保支援士に対し、受講すべき講習をオンライン講習のみとする新たな講習制度です。したがって、本制度の対象となる実務は、実践講習として求める要素に基づいており、具体的には、ITスキル標準レベル4 に相応する情報処理安全確保支援士試験の出題科目に相当する実務等としていまます。一方、他資格の保有取得を維持することについては、情報処理安全確保支援士としての能力向上に資するものと認識しておりまますが、必ずしも、本制度において実践講習として求められる要素ではないため、当該資格の保有維持自体を本制度の認定において考慮するものとはしておりまません。</p>

意見番号	お寄せいただいた御意見	御意見に対する考え方
12	<p>実務経験者と認定されるための要件（案）における「デジタルプロダクト運用」に関する点について意見します。</p> <p>資格の維持費用が高額である中、特定講習の免除要件として、セキュリティ監査等の専門業務に限らず、社内SEの実務経験も対象となると読み取れる本案には賛成です。</p> <p>ただ、「デジタルプロダクト運用」に該当する実務経験として、どの程度の業務内容が認められるのかが現時点では不明確です。</p> <p>例えば、社内SEとして、ルータやファイアウォール等のネットワーク機器に対する脆弱性情報の確認、影響調査、ファームウェア更新やパッチ適用、設定変更および動作確認といった運用業務に継続的に従事している場合、これらが実務経験として認められるのでしょうか？</p>	<p>ITSS+（セキュリティ領域）に定めるサイバーセキュリティに係る実務については、セキュリティを主たる業務として従事した実務は6か月以上、業務遂行の中でセキュリティ対応が含まれる実務は1年以上を認定基準としています。デジタルプロダクト運用は、一般に、システム基盤、クラウド環境、ネットワーク環境等の運用・保守を担う役割を想定しています。ITSS+（セキュリティ領域）の分野を選択する際の考え方や、実務経験の記載例については、独立行政法人情報処理推進機構が公表する「情報処理安全確保支援士 実務経験者に対する講習制度申請の手引き」で案内させていただきます。</p>
13	<p>最近登録セキスペとなった者です。</p> <p>自分は製造業の企業の社内情シスとして就業しており、日々のセキュリティ監視やアラートの対応を行っています。</p> <p>登録セキスペには自己研鑽の目的で自費にて受験、登録、受講を行っており費用負担と資格の価値のバランスについて悩んでおりました。</p> <p>実務経験で一部講習の代用となることはありがたく思っております。</p> <p>一方で、例えば実務経験者と認定されるための要件（案）の中で従事期間6か月以上となっているものについて専ら業としてセキュリティ監視を行っている様な企業の専門的な活動が該当するのか、自分の様なユーザー側の立場にある社内情シスでも該当となるのか、不明瞭な点があると感じます。</p> <p>制度化される際には、指針等で具体化して頂けると幸いです。</p>	<p>ITSS+（セキュリティ領域）に定めるサイバーセキュリティに係る実務については、セキュリティを主たる業務として従事した実務は6か月以上、業務遂行の中でセキュリティ対応が含まれる実務は1年以上を認定基準としています。ITSS+（セキュリティ領域）の分野を選択する際の考え方や実務経験の記載例については、独立行政法人情報処理推進機構が公表する「情報処理安全確保支援士 実務経験者に対する講習制度申請の手引き」で案内させていただきます。</p>
14	<p>「実務経験者に対する講習制度（案）」p2に「実務から遠のいている情報処理安全確保支援士を実務に向かわせるインセンティブを設定する」とあるが、企業等に所属する情報処理安全確保支援士の場合、本人に意思があっても実務への配置や業務内容の決定は企業側の判断に依存するため、支援士個人に対するインセンティブのみでは実務従事の促進は十分に機能しないように思える。</p> <p>特に、既にセキュリティ関連のポストが充足している企業においては、実務から遠のいている支援士を新たに配置することについて、企業側にとっての合理的なメリットが乏しい。</p> <p>このため、実務従事者数に応じた補助制度、公的評価や調達における加点、一定規模以上の事業者等を対象とした段階的な必置化など、企業側に対するインセンティブや制度的措置を併せて実施することを検討いただきたい。</p>	<p>経済産業省の一部補助金事業においては、情報処理安全確保支援士等の配置を要件化しているものもあり、情報処理安全確保支援士の活用促進に向けた取組を進めております。実務経験者に対する講習制度とあわせ、引き続き、情報処理安全確保支援士の活躍促進に向けた環境整備に取り組んでまいります。</p>

意見番号	お寄せいただいた御意見	御意見に対する考え方
15	<p>実務経験者と認められた者が受講する講習は、無償にして頂きたいです。</p>	<p>情報処理安全確保支援士の義務講習は、情報処理安全確保支援士の技能・能力向上に資するものであるため、これらの学習に必要な教材やシステムの費用を踏まえ受講料ををいただいているものです。いただいた御意見は、今後の情報処理安全確保支援士の負担軽減策を検討するに当たっての参考とさせていただきます。</p>
16	<p>・ 該当箇所  (1)実務経験者に対する講習制度（案）4ページ 認定基準の評価者（証明する者）  法人所属として受けた業務：企業内の上長  (2)参考資料 1ページ  実務経験者に対する講習制度の運用にあたり、申請のためのシステムの導入<input checked="" type="checkbox"/></p> <p>・ 意見内容  該当箇所の(1)について  資料上では明確に記載されていない粒度の論点ではありますが、申請者に上長が存在しない場合（例：代表取締役社長が申請者である場合）においては、形式上、同一人物による証明であっても差し支えないと解されますが、この点についてのご見解をご教示ください。なお、確認の厳格性を担保する観点から、代表者印または代表者による電子署名が付された書類の提出を求めることについては、妥当な措置であると考えております。</p> <p>該当箇所の(2)について  情報処理安全確保支援士の登録時に紙書類の提出を求められたことについて、デジタル手続法の原則に反するのではないかと感じた背景から確認したいと考えます。  申請システムを導入するのであれば、電子申請で完全に完結する運用設計とすべきと考えますが、この点についてのご見解をご教示ください。<input checked="" type="checkbox"/></p> <p>・ 理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記してください。）  該当箇所の(1)について  会社法 第349条（株式会社の代表）  商業登記法、民事訴訟法第228条第4項 電子署名及び認証業務に関する法律 第3条  以上より、紙書類においては代表印が押下、  電子文書においては商業登記電子証明書での電子署名がされた文書については、真正に成立したと推定されるため。</p> <p>該当箇所の(2)について  情報処理安全確保支援士の登録に関する法律</p>	<p>評価者に関する御意見について、申請者に上長が存在しない場合（例：法人の代表者が申請者である場合）においては、同一人物による証明であっても差し支えありません。</p> <p>また、申請に関する御意見について、実務経験者と認定されるための申請はオンライン申請で完結させることを原則とします。</p> <p>上記については、独立行政法人情報処理推進機構が公表する「情報処理安全確保支援士 実務経験者に対する講習制度申請の手引き」で案内させていただきます。</p>

意見番号	お寄せいただいた御意見	御意見に対する考え方
17	<p>制度検討および推進ありがとうございます。以下2点提出いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認定基準の評価者（証明する者）に「顧客」とあるが、どのような評価基準か？また顧客に負担のかかる内容とならないか？特に指導テーマに基づく支援事業の対象者となる顧客に関しては、情報セキュリティや本制度に対する理解が様々で公平な評価とならない可能性や、業務多忙等により断られることが考えられ、不公平とならないか？</li> <li>・本制度は、支援士としては費用面で大いにありがたいが、実践講習は最新かつ体系的な知識・技能の習得や専門分野の拡大、支援士同士の交流などの機会でもある。サイバーセキュリティ分野で必要とされる知識・技能の変化に対応するためにも、実践講習費用の補助といった内容も検討いただきたい。</li> </ul>	<p>評価者が顧客である場合は、申請者の実務を把握・理解し、実績や成果を評価できる立場の方とし、具体的には、申請者の実務を理解し取り組みを評価できる立場の方となります。評価者の理解を補助するため、制度の趣旨や評価者の立場・役割・確認範囲を整理した案内文書を公表します。</p> <p>一方、実践講習の費用負担軽減にかかる御意見について、情報処理安全確保支援士の義務講習は、情報処理安全確保支援士の技能・能力向上に資するものであるため、これらの学習に必要な教材やシステムの費用を踏まえ受講料をいただいているものです。いただいた御意見は、今後の情報処理安全確保支援士の負担軽減策を検討するに当たっての参考とさせていただきます。</p>
18	<p>実践講習が高額なために合格者が情報処理安全確保支援士の登録を忌避しているケースが多いと想定されるので、本制度は非常に有用であると考えます。</p> <p>私自身もまだ実践講習は受けていませんが、受講については迷っていたところです。</p> <p>日々SOCの取組や、セキュリティ委員会の取組を行っていることから、是非本制度を取り入れたいと思います。</p> <p>また、別件ですが、資格の活用の拡大も期待します。</p>	<p>実務経験者に対する講習制度に対する肯定的な御意見として承ります。いただいた御意見は今後の参考とさせていただきます。</p>
19	<p>確認1： 例えば、システム監査やセキュリティ監査に従事したことが実務講習の代替になるとのことだが、「従事期間6か月以上」とは、本年度に「実施した監査の期間」を指すのか、それとも内部監査部で「システムまたはセキュリティ監査担当として従事していた期間」を指すのか？</p> <p>確認2： 認証基準の評価者として「法人所属として受けた業務：企業内の上長」とある。監査の場合、その性質上、対外的に「どのような監査を実施したか」自体を公表できない場合があるが、上長の評価証明の中に「どのような監査を実施したか」を記載するような項目を設ける予定であるか？</p>	<p>本制度における実務経験の従事期間は、個人又は特定のプロジェクトとして実施した業務については当該業務の実施期間を、組織に所属して実施した業務については当該業務に従事していた期間を対象とします。いずれの場合も所属期間をもって判断するのではなく、実際に当該業務に従事していた実態に基づき判断します。</p> <p>また、申請様式においては、監査の具体的内容を詳細に記載させる項目は設けていないので、対外的に公表できない事項の記載を求めるものではありません。</p>

意見番号	お寄せいただいた御意見	御意見に対する考え方
20	<p>・該当箇所（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記してください。） 実務経験者に対する講習制度（案）の4ページ ITSS+（セキュリティ領域）に定めるサイバーセキュリティに関する実務の条件について ※5ページ目の分類も同様</p> <p>・意見内容 デジタルシステムストラテジー、デジタルプロダクト開発、デジタルプロダクト運用については、1年と長めの設定となっておりますが、必ずしもセキュリティーに関連する具体的な業務に関与するとは限りません。審査の条件として、どのような形でセキュリティーの設計や運用に関わったのかの概略だけでも提示していただくことが良いと思います</p> <p>・理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記してください。） 単純にシステム運用（データのバッチ当てとか監視の連絡）だけの業務を実施している方は、本資格を維持するための勉強を継続していく必要があるため</p>	<p>ITSS+（セキュリティ領域）に定めるサイバーセキュリティに関する実務については、該当分野に従事していたことのみをもって認定するものではなく、どのような形でセキュリティの設計又は運用に関与したかが確認できるよう記載いただきます。</p> <p>独立行政法人情報処理推進機構において、実務経験者の認定を受けるための申請手続等を定める「情報処理安全確保支援士 実務経験者に対する講習制度申請の手引き」にて申請書の記載例を公表させていただきます。</p>
21	<p>副業として情報処理安全確保支援士の活動を行っている場合、実務として次の二つを担当していることが多いと感じています。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>「中小企業向けサイバーセキュリティ対策支援者リスト」（※1）に掲載されている指導テーマに基づく支援業務</li> <li>実践講習の講師として登壇する実務</li> </ol> <p>これら1と2を組み合わせで行っているケースについても、認定の対象となるよう、認定基準の要件としてご検討いただければ幸いです。</p> <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 指導テーマに基づく支援業務：2件以上</li> <li>2. 実践講習の講師としての登壇実務：1回以上</li> </ul> <p>ご検討のほど、よろしくお願いいたします。</p>	<p>「ITSS+（セキュリティ領域）に定めるサイバーセキュリティに関する実務」に分類される業務のうち、複数の業務に従事している場合には、対象実務の「従事期間」は、それぞれの業務へ従事した期間を合算して考えることができます。「中小企業向けサイバーセキュリティ対策支援者リストに掲載される指導テーマに基づく支援業務」と「実践講習の講師として登壇する実務」は、前者が中小企業のみを対象としているという点で、他の実務とは性質を異なるものと位置づけており、合算することは認めておらず、原案を維持させていただきます。</p>

意見番号	お寄せいただいた御意見	御意見に対する考え方
22	<p>私は、会社内のサイバーセキュリティ課に属しており、実務経験を「実践講習」として扱って頂けると助かります。</p> <p>※費用面においても助かります。</p> <p>中小企業ですので、講習の費用は実費になっており助かります。</p> <p>1点確認ですが、現在の実践講習は、3年に1回であったかと思えます。私のような実務として担当していれば、問題がないかもしれませんが、実務をされていない人は、2年に1回の講習を受けなければならないということでしょうか？</p> <p>また、今後、異動があり、もしかすると、実務でなくなる場合もあり、その場合に危惧しております。</p> <p>次に、「中小企業向けサイバーセキュリティ対策支援者リスト」の更新条件ですが、私も、支援者リストに登録しております。</p> <p>しかし、現在のしくみでは、依頼者が支援者へ直接連絡をするような形となっております。</p> <p>当分は、知り合いの会社など、自分からアプローチをし、社会貢献をしようとおもっておりますが、そのうち、アテがなくなるような気がします。</p> <p>合同相談会など、マッチングする場を提供するなど、して頂けると幸いです。</p> <p>あと、実戦経験ですが、評価者の評価を得ることとありますが、あまり負担が、上司にあまり負担がないようにしていただけると幸いです。</p>	<p>実務経験者に対する講習制度は、実務経験から、実践講習で習得できる知識・技能と同等以上の知識・技能を既に獲得している情報処理安全確保支援士に対し、受講すべき講習を年に一回のオンライン講習のみとする制度です。本制度の対象とならない情報処理安全確保支援士は、従前通り、3年に一回の実践講習と1年に一回のオンライン講習の受講義務があります。実務経験者に対する講習制度の対象になるには、所定の実務について、必要な実務経験（従事回数・従事期間）を積み、評価者からの証明を受けた上で、独立行政法人情報処理推進機構に申請し、認定を受けることが必要です。したがって、実務経験が所定の基準を満たさない場合は、独立行政法人情報処理推進機構から認定を受けることができず、本制度の対象にはなりません。制度の運用にあたっては、信頼性を確保しつつ、評価者からの証明等の申請手続きが負担の少ない内容となるよう努めてまいります。</p> <p>また、「中小企業向けサイバーセキュリティ対策支援者リスト」の活用については、今回の意見募集の対象となるものではありませんが、いただいた御意見は今後の参考とさせていただきます。</p>
23	<p>法人所属として受けた業務を証明する者（認定基準の評価者）は企業内の上長となっております。しかし、法人のトップの立場であり実務も実施するケースがあります。この場合、上長はおりませんので、該当する認定基準の評価者が存在しないこととなります。法人のトップ（上長がいない立場）の業務を証明する者も規定し、法人のトップの立場である者も実務の証明ができるようにしていただきたいと思えます。</p>	<p>法人の代表者が申請者である場合等、申請者に上長が存在しない場合においては、同一人物による証明であっても差し支えないものとしています。</p>
24	<p>情報処理安全確保支援士として、意見申し上げます。</p> <p>方針としては賛成ですが、実務経験の基準が不明確だと思われまます。</p> <p>業務内容については、ITSSレベル4ということである程度明確化されているが、従事期間の算定方法を明確にしてほしい。</p> <p>従事期間は週40時間の勤務で専業で行っている場合は、所定の従事期間が認められることが明確であるが、それ以外の場合はどうなるのか？</p> <p>例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ITSSレベル4相当の業務を兼任している場合。</li> <li>・時短勤務や週40時間の勤務に満たない場合。</li> <li>・副業により行っている場合の換算方法。</li> <li>・個人として受けた場合、全ての顧客から証明が必要か。</li> </ul>	<p>ITSS+（セキュリティ領域）に定めるサイバーセキュリティに係る実務については、セキュリティを主たる業務として従事した実務は6か月以上、業務遂行の中でセキュリティ対応が含まれる実務は1年以上を認定基準としています。認定基準となる従事期間の考え方は、プロジェクトまたは業務への従事期間とし、当該期間中に実務として関与していることを前提とし、従事率や労働時間による換算は行わず、期間（月数）のみで判断します。また、申請における証明書について、個人として業務を受託した場合は、認定基準となる従事期間を構成する実務に関し、当該実務の発注者（顧客）を評価者として、証明書を発行いただきます。評価者の理解を補助するため、独立行政法人情報処理推進機構において、制度の趣旨や評価者の役割・確認範囲を整理した案内文書を公表します。</p>

意見番号	お寄せいただいた御意見	御意見に対する考え方
25	<p>実務経験者に3年に1度の実践講習を免除するという制度変更かと思いますが、狙いは資格保有者への費用負担軽減により、RISS登録者数の伸び悩みを解消するという意図かと思います。</p> <p>とはいえ、実践講習は実務経験者にとっても有益な講習かと思っています。</p> <p>そこで、実践講習免除ではなく、実践講習の費用を国が負担という制度変更はできないのでしょうか。こうすることで、登録者の費用負担は軽減され、さらに登録のメリット（講習が負担なしで受講できる）が付加されるため、RISS登録者数増加に寄与するのではと思います。</p> <p>それなりの予算（数十億円）が必要にはなりますが、国側としてもそれなりの価値があるのではないかと思います。</p>	<p>実践講習の費用負担軽減にかかる御意見について、情報処理安全確保支援士の義務講習は、情報処理安全確保支援士の技能・能力向上に資するものであるため、これらの学習に必要な教材やシステムの費用を踏まえ受講料ををいただいているものです。いただいた御意見は、今後の情報処理安全確保支援士の負担軽減策を検討するに当たっての参考とさせていただきます。</p>
26	<p>本件に関して、弊社として会員（登録セキスペ）に意見を募集としたところ、下記のような論点が上がった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認定期間（従事回数/従事期間）の明確化</li> </ul> <p>従事回数と従事期間の基準を明確にして頂きたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支援士の守秘義務、倫理綱領との整合性。</li> </ul> <p>実務経験の申告時に、勤務先やサービス提供先との守秘義務に抵触する可能性はないか確認したい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実務認定の範囲</li> </ul> <p>実務認定を受けられる支援士が大手企業の専任セキュリティ担当者に限定される可能性があるのではないか。実務認定を受けられる実務内容の幅が狭いのではないか。</p> <p>これらを踏まえて、下記3点の実施について、ご検討をお願いいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・従事回数、従事期間の基準の明確化</li> <li>・実務認定に関する相談・問合せ窓口の設置</li> <li>・案記載の「（参考）対象となるITSS+（セキュリティ領域）分野とタスク等の対応」の「担当部署、機能」欄の記載内容、例示の充実</li> </ul>	<p>守秘義務について、実務経験者に対する講習制度の申請書には、業務概要、解決すべき課題・課題解決方法（実務内容）、結果に対する評価、後進育成への貢献について記載いただきますが、守秘義務に抵触しないよう、特定の個人・組織・システム・インシデントを第三者が識別できない内容を記載いただくこととしております。</p> <p>また、従事回数、従事期間の基準について、ITSS+（セキュリティ領域）に定めるサイバーセキュリティに係る実務の場合、従事期間はプロジェクト担当期間とし、30日を1か月として計算します。また、それぞれの業務への従事期間を合算して考えることが可能です。「中小企業向けサイバーセキュリティ対策支援者リスト」に掲載される指導テーマに基づく支援業務、実践講習の講師として登壇する実務の場合、従事回数の認定基準は登録・更新から申請までの間に従事した回数とし、支援業務の場合は3件以上、実践講習の講師の場合は登壇回数2回以上とし、メイン講師としての登壇に限定します。</p> <p>また、守秘義務について、実務経験者に対する講習制度の申請書には、業務概要、解決すべき課題・課題解決方法（実務内容）、結果に対する評価、後進育成への貢献について記載いただきますが、守秘義務に抵触しないよう、特定の個人・組織・システム・インシデントを第三者が識別できない内容を記載いただくこととしております。</p> <p>次に、実務認定に関する相談・問合せ窓口について、実務経験者に対する講習制度の申請に関する相談・問合せはメールで受け付けることとし、専用の窓口を設置します。</p> <p>最後に、「（参考）対象となるITSS+（セキュリティ領域）分野とタスク等の対応」の「担当部署、機能」欄の記載内容、例示の充実につきましては、「（参考）対象となるITSS+（セキュリティ領域）分野とタスク等の対応」の「担当部署、機能」欄の記載内容は原案のままさせていただきますが、申請の参考とするために申請書の記入例を提示します。申請にあたり不明点がありましたら相談・問合せ窓口までお問合せをお願いします。</p> <p>上記については、独立行政法人情報処理推進機構において公表する「情報処理安全確保支援士 実務経験者に対する講習制度申請の手引き」の中にも記載させていただきます。</p>

意見番号	お寄せいただいた御意見	御意見に対する考え方
27	<p>私はCISSPやAWSの専門資格を保持し、グローバル企業でガバナンスやサイバーセキュリティの前線を統括する実務家です。</p> <p>今後、本制度を「真に高度な専門家が自負を持って維持し続け、社会に貢献できる仕組み」とするため、以下の通り提言します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既に世の中に存在する高度資格(CISSP/CISA/GIACなど)の取得、またはそれらを維持するために必要なCPE(継続教育)取得状況に応じた講習の一部免除や代替認定を柔軟に認めてはいかがでしょうか</li> <li>これにより業界で活躍し続けている専門家が制度内にとどまりやすくなり、資格の形骸化を防ぐことができます</li> <li>・実務現場に即した事例発表、情報共有活動を促進させそれを実務経験としてみてはいかがでしょうか。</li> <li>それらの活動に貢献（登壇、執筆など）したものには実務経験として扱う仕組みを設けることで、教材を学ぶだけではない生きた情報の共有が進み現場の知見が広く共有されるようになります。</li> <li>・非営利団体へのプロボノ活動、公的なパブリックコメントへの意見提出、若手エンジニアのメンター活動など公共の利益につながる活動についても更新に必要な実績として認める</li> <li>公共の利益のための活動を後押ししたり、将来のサイバーセキュリティ業界の発展のための活動を促進することにつながります。</li> </ul> <p>以上、よろしくお願いたします。</p>	<p>実務経験者に対する講習制度は、実務経験から、実践講習で習得できる知識・技能と同等以上の知識・技能を既に獲得している情報処理安全確保支援士に対し、受講すべき講習をオンライン講習のみとする新たな講習制度です。したがって、本制度の対象となる実務は、実践講習として求める要素に基づいており、具体的には、ITスキル標準レベル4に相応する情報処理安全確保支援士試験の出題科目に相当する実務等としています。一方、高度資格の取得や社会への貢献活動等については、情報処理安全確保支援士としての能力向上に資するものと認識しておりますが、必ずしも、本制度において実践講習として求められる要素ではないため、当該資格の保有や活動自体を本制度の対象とはしておりません。以上より、原案を維持させていただきます。</p>
28	<p>本件「実務経験者に対する講習制度（案）」について、以下の理由から反対します。</p> <p>情報処理安全確保支援士制度における実践講習は、国家資格として一定水準を継続的に担保するための共通基盤であり、単なる形式的要件ではありません。一定の頻度で業務外の第三者による実践的な講習を受講することに制度的意義があると考えます。</p> <p>実践講習が「実務に集中することを妨げる負担である」との整理には違和感があります。3年に一度の講習が過度な負担とは言い難く、この程度の要件を問題視するのであれば、国家資格として継続要件を設ける意義そのものが揺らぎかねません。</p> <p>特に懸念されるのは、実務経験をもって実践講習と同等とみなす判断基準の妥当性です。サイバーセキュリティ分野の実務は多様であり、業務内容や担当範囲には大きな差があります。特定分野での実務経験が豊富であっても、知識の網羅性や最新動向への理解が十分に担保されているとは限りません。実務経験による免除を認めた場合、支援士間の能力水準のばらつきが拡大し、制度全体の信頼性を損なうおそれがあります。</p> <p>さらに、実践講習には知識・技能の確認に加え、他の支援士との直接的な意見交換や事例共有を通じて視野を広げる機会という重要な役割があります。これは日常業務に従事しているだけでは得がたい価値であり、特定の実務に集中している支援士にこそ、むしろ必要とされる機会であると考えます。</p>	<p>実務経験者に対する講習制度は、実務経験から、実践講習で習得できる知識・技能と同等以上の知識・技能を既に獲得している情報処理安全確保支援士に対し、受講すべき講習をオンライン講習のみとする新たな講習制度です。御意見にある「支援士間の能力水準のばらつきが拡大し、制度全体の信頼性を損なうおそれ」が生じないよう、本制度を適切に行ってまいります。なお、オンライン講習は、情報処理安全確保支援士として求められる責務や倫理などに関する知識の習得を目的とした講習であり、実務経験の有無にかかわらず、全ての情報処理安全確保支援士に同一内容の知識を習得していただくものであるため、本制度の対象となった場合も受講いただく必要がございます。また、本制度の対象となった情報処理安全確保支援士であっても、実践講習の受講を妨げるものではありませんので、申し添えます。</p>

意見番号	お寄せいただいた御意見	御意見に対する考え方
29	<p>以下3件を提出いたします。</p> <p>No.1 【該当箇所】 実務経験者に対する講習制度（案） 【意見内容】 現行の実践講習の受講は、実務経験者にとっては必ずしも効果的とは言えず、時間的・費用的な負担も大きいため、実務経験者に対する講習制度創設に賛同します。</p> <p>No.2 【該当箇所】 実務経験者に対する講習制度（案） p.2 【意見内容】 【現行】と【見直し後】の図が直感的に分かりにくく、見直していただきたいです。 例えば以下の点が問題であると考えます。 ・3年ごとの実践講習と年1回のオンライン講習が同列に記載されている。 ・【見直し後】で、実務経験が実践講習の代替になるように見えない。 ・【見直し後】で、特定講習が実践講習とオンライン講習の双方を含むように描かれている。 ・【見直し後】で、「機構の第2講習」との記述がある。</p> <p>No.3 【該当箇所】 実務経験者に対する講習制度（案） p.4 【意見内容】 認定基準の評価者として「顧客」も認められていますが、顧客には安全確保支援士の業務品質を満たしているかの判断が難しい場合があるのではないかと懸念されます。 特に、「中小企業向けサイバーセキュリティ対策支援者リスト」に掲載される指導テーマに基づく支援業務に関しては、顧客が中小企業になるため、その懸念が特に強くなります。</p>	<p>実務経験者に対する講習制度に対する肯定的な御意見として承ります。一方、説明図の御意見については、制度の趣旨がより分かり易く伝わるよう、今後、本制度の説明を行う際の参考とさせていただきます。</p>
30	<p>企業内の上長又は顧客は情報セキュリティの専門的な知識を有せず、具体的業務が対象実務に適合しているかを適切に認定できない可能性が高い。簡単な業務や関連性のない業務でも認定する可能性がある。 また、証明となると、証明者としての責任を負わなければならない。認定するには躊躇することもあり得る。</p>	<p>評価者には対象実務との適合を判断いただく必要はなく、申請者の記載した業務内容に相違がないかを確認いただきます。評価者の理解を補助するため、独立行政法人情報処理推進機構において、制度の趣旨や評価者の役割・確認範囲を整理した案内文書を公表します。</p>
31	<p>認定を受けようとする実務経験者自身が代表取締役社長の場合は、適格とする企業内の上長がいいため、「評価者からの証明」を受けることができない。</p>	<p>法人の代表者が申請者である場合等、申請者に上長が存在しない場合においては、同一人物による証明であっても差し支えありません。</p>

意見番号	お寄せいただいた御意見	御意見に対する考え方
32	<p>質問1 実務経験者と認定されるための要件（案）の中でセキュリティ監査があります。そのため、ISO/IEC27001(ISO/IEC27017やISO/IEC27701も含む)の審査やPCI-DSSの監査、プライバシーマークの審査も認めるのでしょうか？その場合件数になるのでしょうか？ただし、ISO/IEC27001の審査業務は、JRCAやIRCAへの登録・未登録で区別が必要かもしれません。今のISOの審査員はJRCAやIRCAへの登録は必須ではありません。審査員の力量は審査機関が担保する要求なため。</p> <p>質問2 実践講習として求める要素の「ITスキル標準レベル4相当の情報処理安全確保支援士試験の出題科目に該当するもの」の中には以下のものがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・セキュリティ監査／システム監査</li> <li>・セキュリティ統括</li> <li>・デジタルシステムストラテジー</li> <li>・デジタルシステムアーキテクチャ</li> <li>・デジタルプロダクト開発</li> <li>・デジタルプロダクト運用</li> </ul> <p>があります。</p> <p>そういう意味で3年の期間の間に、現在のIPAの情報処理技術者試験の高度分野</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ITストラテジスト試験</li> <li>・システムアーキテクト試験</li> <li>・プロジェクトマネージャ試験</li> <li>・ネットワークスペシャリスト試験</li> <li>・データベーススペシャリスト試験</li> <li>・エンベデットシステムスペシャリスト試験</li> <li>・ITサービスマネージャ試験</li> <li>・システム監査技術者試験</li> </ul> <p>の試験合格を更新できるものとして認めてはいかがでしょうか？</p> <p>また、同様に情報処理安全確保支援士の試験の再合格も認めてはいかがでしょうか？</p> <p>そのほかの試験についてもどこまで広げるかは課題ですが、代表的なもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・CISSP</li> <li>・CISA</li> </ul> <p>の合格は更新できるものとして認めてはいかがでしょうか？</p> <p>またセキュリティ分野は技術だけではなく、法律なども必要なので、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ビジネス法務</li> <li>・個人情報保護士</li> <li>・弁護士</li> <li>・弁理士</li> </ul> <p>あたりの試験の合格とかもあってもいいかもしれません。</p> <p>セキュリティ分野の知識・スキルは技術分野だけにとどまらないので、どこまで広げるかは難しいとは思いますが。</p>	<p>一つ目の御意見であるセキュリティ監査について、セキュリティ監査は、組織のセキュリティ対策が法令や基準に適合して適切な運用がされているかを検証し、報告・助言等を行う業務を想定しております。セキュリティ監査を含むITSS+（セキュリティ領域）に定めるサイバーセキュリティに関する実務については、担当したプロジェクトの件数ではなく、それぞれの業務への従事期間を認定基準としており、セキュリティ監査は従事期間6か月以上であることを認定基準としています。</p> <p>二つ目の御意見について、実務経験者に対する講習制度は、実務経験から、実践講習で習得できる知識・技能と同等以上の知識・技能を既に獲得している情報処理安全確保支援士に対し、受講すべき講習をオンライン講習のみとする新たな講習制度です。したがって、本制度の対象となる実務は、実践講習として求める要素に基づいており、具体的には、ITスキル標準レベル4に相応する情報処理安全確保支援士試験の出題科目に相当する実務等としています。一方、他資格の試験合格については、情報処理安全確保支援士としての能力向上に資するものと認識しておりますが、必ずしも、本制度において実践講習として求められる要素ではないため、本制度の対象とはしていません。</p> <p>以上より、原案を維持させていただきます。</p>

意見番号	お寄せいただいた御意見	御意見に対する考え方
33	<p>財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第3条「法律上又は事実上国の独占に属する事業における専売価格若しくは事業料金については、すべて法律又は国会の議決に基いて定めなければならない」と定められている。実践講習は支援士がIPAに対し申請を行い、IPA から認定を受ける必要がある点から、事実上IPA（国）の独占に属する事業であるといえる。</p> <p>しかし、情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）には「申請手数料」を徴収する根拠条文が存在しない。</p> <p>したがって、申請手数料を IPA に支払うことは上記法の委任の範囲を逸脱したといわなければならない。また、実費相当額が1 申請あたり 3,500 円を算出した根拠を示されたい。</p> <p>なお、申請書類を郵送で申請すればすむことであり、ムダな「申請のためのシステムの導入」は不要である。念のため、本件意見募集は「任意の意見募集」とした点から、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第2条第8号の「命令等」に該当しないという認識でよろしかったか。</p>	<p>まず、申請手数料に関する御意見について、これは手数料という位置づけではなく、独立行政法人情報処理推進機構が実施する講習実施にかかる費用の一部として申請者に負担いただくものになります。情報処理の促進に関する法律施行規則第28条第7号には、登録事務規程の規定事項として「機構の講習及び特定講習の実施に関する事項」が定められており、同機構の講習制度の実施のために必要な費用であるため申請者への負担を求めることとしたものです。</p> <p>次に、具体的費用については、同機構による申請のためのシステムの導入、審査要員の雇用にかかる費用に基づき、1 申請あたりの費用として3500円（非課税）を算出しています。御指摘の「ムダな「申請のためのシステムの導入」」につきましても検討しましたが、年間6,000件程度の申請が見込まれる中、システム導入をせずに書面申請のみの対応とした場合、大幅な人件費の増加が見込まれるため、費用を抑える観点からシステムを導入することとしたものです。</p> <p>最後に、本意見公募は経済産業省として実務経験者に対する講習制度の方向性について任意に行うものであるため「任意の意見募集」としております。なお、本制度は、同機構が定める規程である登録事務規程にその根拠を置くものです。行政手続法第2条第8号の「命令等」には、独立行政法人が定める規程は含まれないと解されており、この意味においても、本制度は「命令等」にあたりません。</p>
34	<p>実務経験者に対する講習制度（案） :P2</p> <p>見直し後の講習として、実務経験者は「機構の第2講習」を受講することが想定されていると理解しました。</p> <p>この第2講習の受講費用が高額で、旧来の実践講習と総額で大差がないような場合、費用面から更新を行わないケースが増えるのではないかと危惧いたします。</p> <p>実務経験者に対する講習制度（案） :P5</p> <p>担当部署／機能の例 としてCSIRTが挙げられていますが、xSIRT全体が含まれるものと考えて良いでしょうか。製造業の場合、CSIRTよりもPSIRTが主体となり活動するケースが多いと考えています。</p>	<p>前段について、実務経験者に対する講習制度（機構の第2講習）は、情報処理安全確保支援士に過度な負担が生じないよう配慮しています。具体的には、これまでの講習（機構の第1講習又は特定講習）では、1年に1回（3年に3回）のオンライン講習と3年間で1回の実践講習を受講する必要があったところ、機構の第2講習では、実務経験者と認定されることにより実践講習の受講と扱われます。この認定を受けるために必要な費用は3,500円（非課税）であり、情報処理安全確保支援士の金銭的負担軽減にもつながっています。</p> <p>後段について、ITスキル標準レベル4に相当する、情報処理安全確保支援士試験の出題科目に記載されているCSIRTおよびPSIRTは対象になります。</p>

意見番号	お寄せいただいた御意見	御意見に対する考え方
35	<p>意見1案（対象業務と「セキュリティ実務経験者」の認定）</p> <p><b>【意見】</b> 本制度において、情報処理技術者試験の対象範囲に含まれるデジタル関連業務が「セキュリティの実務経験」として認定され得る点について、慎重な検討が必要だと考えます。</p> <p><b>【理由】</b> デジタル関連業務に従事する者の多くは、必ずしもセキュリティを専門としているわけではなく、日常的に最新の脅威動向やセキュア開発のベストプラクティスに触れる機会が十分でない場合があると考えられます。また、DX推進の過程でセキュリティ対策が不十分なまま新技術・新サービスが導入され、それに起因するインシデントが発生している事例も少なくありません。このような状況を踏まえると、単にデジタル関連業務に従事していることのみをもって「セキュリティの実務経験者」と認定することは、制度の趣旨からは乖離するおそれがあると考えます。</p> <p>意見2案（評価者の位置付けと利害関係の明確化）</p> <p><b>【意見】</b> 法人所属者の実務経験の認定において、評価者を「企業内の上長」とする運用は、評価の客観性・透明性の面で課題があると考えます。</p> <p><b>【理由】</b> 現状案では、所属長自身が当制度の活用を希望し、実務経験者として認定される場合に、その評価を誰がどのような立場で行うのが不明瞭です。特に、セキュリティ経営を担う役員層（CISO、CIO、CDO等）が申請者である場合、組織内に適切な評価者が存在しない、あるいは評価者と被評価者の関係が近すぎて、実質的な自己評価に近い形になってしまう懸念があります。こうした状況は、制度全体の信頼性や認定者の信用に影響を与えかねないと考えます。</p> <p>意見3案（従事期間・複数プロジェクトの取り扱い）</p> <p><b>【意見】</b> 対象となる従事期間の考え方や、複数のプロジェクト・対象業務に跨ってセキュリティ業務に従事している場合の取り扱いについて、現行案では不明瞭な点があるため、明確な記載を追加すべきと考えます。</p> <p><b>【理由】</b> 実務上、同一期間に複数のプロジェクトやシステムを担当し、それぞれでセキュリティ関連業務を行っているケースは少なくありません。現行案のままでは、これら複数プロジェクトの経験をどのように通算し、どの範囲を「対象業務の従事期間」とみなすのかが判断しづらく、申請者・評価者双方に戸惑いが生じる可能性があります。また、単一プロジェクトのみの評価では、実際には広範なセキュリティ業務を行っているにもかかわらず、その経験が適切に反映されない懸念もあります。</p>	<p>意見1の対象業務に関する御意見について、デジタル関連業務において適切にサイバーセキュリティを考慮し、実装、改善できているかという観点を重視し、実務経験者に対する講習制度でデジタル関連業務を対象としています。ITSS+（セキュリティ領域）の分野を選択する際の考え方や、実務経験の記載例については、独立行政法人情報処理推進機構が公表する「情報処理安全確保支援士 実務経験者に対する講習制度申請の手引き」で案内させていただきます。</p> <p>意見2の評価者の位置付けに関する御意見について、評価者の役職については特に制限を設けません。が、申請者の実務内容を理解しており、当該実務が事実であることについて、所属組織として確認を行える立場にある方とし、評価者には申請者の記載した実務内容に相違がないかを確認いただきます。審査は厳格に行い、申請内容について疑義がある場合は必要に応じて申請者のみならず評価者へも問合せをさせていただきます。なお、法人の代表者が申請者である場合等、申請者に上長が存在しない場合においては、同一人物による証明であっても差し支えありません。</p> <p>意見3について、実務経験者に対する講習制度では、ITSS+（セキュリティ領域）の複数の分野に従事している場合には、認定基準である「従事期間」は、それぞれの業務への従事期間を合算して考えることが可能です。考え方の詳細は、申請受付開始前に、独立行政法人情報処理推進機構が公表する「情報処理安全確保支援士 実務経験者に対する講習制度申請の手引き」で案内させていただきます。</p>

意見番号	お寄せいただいた御意見	御意見に対する考え方
36	<p>意見（1））証明者の信頼性・不正防止：評価者からの証明の実効性  証明者が「企業内の上長」「顧客」に限定されており、バイアス・恣意性・水増しの余地があるため、外部第三者確認が欲しいと考えます。</p> <p>具体的提案  二重確認の導入：  （1）主たる証明者（上長/顧客）+（2）第三者確認（IPA認定講座主催者、監査法人、業界団体（例：支援士会）、自治体案件では発注側の別部署）。  サンプル監査：認定後に無作為抽出でエビデンス監査を実施し、虚偽の場合は認定取り消し。</p> <p>意見（2）不正・形骸化の抑止の仕組み  実務認定の「水増し」「他者の成果の横取り」「証憑偽造」への抑止が必要と考えます。</p> <p>具体的提案  ポスト認定監査（ランダム+リスクベース）を毎年実施。  是正教育プログラム：監査で軽微不備の場合は追加モジュール受講で救済、重大違反は認定停止+再申請待機期間の設定。</p>	<p>申請内容に疑義がある場合は、申請者や評価者に対し、追加の資料提出や聞き取り調査など、必要な追加調査を行います。また、不正が発覚した場合には認定の取消しなど必要な是正措置を講じます。いただいた御意見につきましては、今後の制度運営の参考とさせていただきます。</p>